

(対象小学校1年生～中学校2年生)

令和4年12月22日

播磨町立学校保護者様

播磨町教育委員会

学校給食費の公会計化に伴う学校給食提供申込書及び口座振替依頼書の提出について（お願い）

平素は、本町の教育に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、播磨町では令和5年4月から学校給食費を「公会計」に移行して、学校給食を提供いたします。

令和5年4月からの学校給食の提供に当たっては、全ての保護者の皆様（就学援助や生活保護の受給状況に関係なく全ての保護者の皆様）から「学校給食提供申込書」と「口座振替依頼書（ゆうちょ銀行の場合は自動払込利用申込書）」を提出いただくことにより、保護者の皆様と播磨町との法律上の関係性を明らかにする必要がありますので、お手数ですが、下記のとおりご対応くださいようお願いいたします。

記

1. ゆうちょ銀行での取引を希望される場合

（1）「自動払込利用申込書」をゆうちょ銀行の窓口にご提出ください。

※ゆうちょ銀行の場合、お子様1人につき1枚のご提出が必要です。

（2）「播磨町学校給食提供申込書」を播磨町教育委員会事務局教育総務課に直接ご持参、ご提出ください。

2. ゆうちょ銀行以外の金融機関での取引を希望される場合

「播磨町学校給食費口座振替依頼書（複写式の書類）」を取引を希望する金融機関の窓口にご提出ください（取扱金融機関は別紙に記載のとおりです。）。

3. 上記お手続き期限・・・令和5年1月31日（火）まで

4. その他

- （1）学校給食費の公会計化に伴うお知らせや令和5年度からの運用に係るお知らせについては、裏面及び別紙の「Q&A」を参照ください。
- （2）就学援助や生活保護を受給している方、現在、学校給食の提供を停止している児童生徒についても必ず手続きくださいようお願いいたします。

問い合わせ先

播磨町教育委員会事務局 教育総務課

電話番号：079-435-0533

Q & A 学校給食費の公会計化について

Q1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

従来、播磨町学校給食会という団体で徴収管理していた学校給食費を播磨町が直接徴収管理することです。

Q2 公会計化して給食実施に変更はありますか？

播磨町の学校給食は、自校調理方式、親子方式により小中学校の全員給食を実施していますが、公会計化に伴う変更はありません。

給食用物資については、従来、播磨町学校給食会を通じて調達していましたが、公会計化により町が直接、調達することになります。



Q3 何のために公会計化するのですか？

学校給食費の公会計化は、大きく次の効果を期待して行います。

(1) 教育の質の向上

教職員の学校給食費の徴収管理に係る業務負担を減らし、児童生徒と向き合う時間を増やします。

(2) 納付の利便性の向上

口座振替（自動払込）等を行える金融機関が増えることで、学校給食費の納付の選択肢が広がります。

(3) 給食運営の安定性の向上

公の予算に組み入れることで、給食用物資の調達資金を保護者の皆様から事前徴収する必要がなくなり、給食用物資を安定して調達できます。

(4) 権利義務の明確化

保護者の皆様が申込書を提出することにより、保護者の皆様は「町に学校給食費を支払うこと」を町は「児童生徒に学校給食を提供すること」を各々約束することで、法律上の関係性（権利義務）が明確になります。

Q4 支払いが遅れた場合はどうなりますか？

口座振替（自動払込）の日に残高が不足している等で口座振替（自動払込）ができなかった場合は、後日郵送する督促納付書を使って金融機関の窓口や町の窓口で直接納付してください。それでもなお納付がない場合は、催告書の送付等を行い、最終的には法的措置を講ずることとなります。

Q5 病欠などの場合の費用はどうなりますか？

学校給食は、播磨町全体で1日当たり約3,500食分の給食用物資を調達し実施されます。これら大量の給食用物資の調達には相当期間前に発注を完了しておく必要があります、急なキャンセルができません。

そのため、5日以上連続して学校給食を受けられない（正式にキャンセルができる）場合であっても、予め「播磨町学校給食停止申請書」を休む7日前までに学校を経由して教育委員会に提出できていないときは、学校給食費を徴収することとなります。

ただし、ご家庭やお子さまのご都合ではなく、学級閉鎖等の町（学校）の判断により学校給食の提供が中止された場合の費用は、町が負担します。